

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） 川村大



学位申請者 高 京美

論文名 現代日本語の使役文に関する一研究
—文中における「V-サセル」の形・機能と意味とのかかわり—

【審査の結果】

本論文は、現代日本語の「動詞＋サセル」の形（以下「V-サセル」）が使役主体・使役対象のいずれもヒト名詞を取る場合について、文中での構文的な機能——連用節述語・条件節述語・主節述語など——や補助動詞「モラウ」「オク」などとのくみあわせごとに、どのような意味のバリエーションを持ちうるか、またそれぞれの意味を帯びる場合の条件は何か、などについて、実証的に分析したものである。従来ほぼ内省に基づく言及しかなかった領域について、計2900例余を用いて分析を行った結果、「V-サセル」の機能に関わらず《引き起こし》の意味を表す場合が最も多いこと、「V-サセテ」「V-サセ」がいずれも《つかいだての使役》に偏っていることなど、通説に対していくつかの修正を迫る結論に達している。論文の内容及び最終試験の結果に基づき、審査委員全員一致で博士（学術）の学位を授与するにふさわしいとの結論に達した。

なお、審査委員会は川村大を主査とし、本学の早津恵美子教授・成田節教授・南潤珍准教授、学外の佐藤里美氏（琉球大学元教授・日本語学）を副査とする5名で構成された。

【論文の概要】

現代日本語の「V-サセル」を述語とする構文（いわゆる「使役文」）の表す意味が一通りでない（すなわち、「強制」「許可」などのバリエーションがある）ことは従来から知られている。しかし、「V-サセル」の果たす構文上の機能（主節述語か、従属節述語か、等）や、くみあわさる補助動詞（モラウ、オク、シマウ等）に応じて意味の広がりには違いがあるのか否かという点については、従来実地に検証されたことが無い。本論文は、使役文のうちもっとも典型的とされている使役主体と使役対象（いわゆる「動作主体」）とがいずれもヒト名詞である場合（すなわち「X {ヒト：使役主体} が Y {ヒト：使役対象} を V-サセル」あるいは「X {ヒト：使役主体} が Y {ヒト：使役対象} に Z {動作対象} を V-サセル」というタイプ）を研究対象とし、その（構文上の）機能やくみあわさる補助動詞の種類に応じて、それぞれの場合に現れる意味のバリエーションと、それぞれの意味を帯びる場合の条件を実証的に分析する試みである。

考察対象となる「V-サセル」は、機能の観点から①連用修飾節述語の「V-サセテ」「V-サセ」「V-サセナガラ」、②仮定条件節述語の「V-サセルト」「V-サセレバ」「V-サセタラ」「V-サセル(タ)ナラ」、③主節述語の「V-サセル」の3種が取り上げられている。また、くみあわさる補助動詞の観点からは①「ヤル/アゲル/クレル」とのくみあわせ、②「オク」とのくみあわせ、③「シマウ」とのくみあわせの3種が取り上げられている。

上記のそれぞれの場合において「V-サセル」に現れる意味は、2つの独立した観点から分析される。第一の観点(「観点Ⅰ」と呼ばれている)は、従来いわゆる「強制」「許可」「放任」などと類型化しているもので、早津恵美子氏の言う動作実現の《原因局面/先行局面》に注目したものである。本論文では佐藤里美氏らの先行研究を参照しつつ《引き起こし》《許可》《放任》の3分類を採用する。また、第二の観点(「観点Ⅱ」と呼ばれている)は、早津氏が2006年の論考において山田孝雄氏の使役分類を再評価しつつ提案したもので、動作の実現が誰のためなのか(すなわち、使役主体のためか、使役対象のためか)に注目した類型化(早津氏の言い方では《結果局面/後続局面》に注目した類型化)である。本論文では早津氏の用語を踏襲し、《つかいだての使役》《みちびきの使役》に分類する。なお、「観点Ⅱ」は、「V-サセル」の表す事態が使役主体にとって意図的、使役対象にとって意志的な事態である場合に限って問題となる。

資料は主に①『CD-ROM版 新潮文庫の100冊』の中の昭和期の作品のうち、翻訳作品を除いた54点、②電子化されていない文学作品36点、の2種である。また、第4章および第6章～第8章における補助資料として、③国立国語研究所作成の『現代日本語書き言葉均衡コーパス(BCCWJ)モニター公開データ(2009年度版)』の書籍データを用いた。これら3種の資料から合計2910例を収集して分析に用いている。

本論文は全4部9章から成る。第Ⅰ部(第1章、第2章)は序論、第Ⅱ部(第3章～第5章)と第Ⅲ部(第6章～第8章)が本論、第Ⅳ部(第9章)が結論に当たる。各章の概要は次のとおりである。

第Ⅰ部「第1章 はじめに」では、本論文の問題意識や調査対象、分析方法等が示されている(上述のとおり)。「第2章 先行研究と本研究の立場」では、先行研究を本論文の問題関心、すなわち、意味の類型化(観点Ⅰ・観点Ⅱ)、「V-サセル」の形態・機能と意味との関係、「V-サセル」の意味と補助動詞との関係、という3つの論点で整理するとともに、本論文における意味の類型化の方針(「観点Ⅰ」と「観点Ⅱ」の2つの観点から分析すること)と各意味類型(《引き起こし》など)の定義を提示する。

第Ⅱ部では「V-サセル」の形態・機能に注目した分析が行われている。

「第3章 連用の形で用いられる「V-サセル」」では連用節述語の「V-サセテ」「V-サセ」「V-サセナガラ」を分析し、これらの形はいずれも「観点Ⅰ」では《引き起こし》、「観点Ⅱ」では《つかいだての使役》を表すものが多いことを指摘する。またこのような特徴は、これらの3つの形が述語として現れる従属節の事態と主節の事態とが密接な関係で結ばれていることと関わっていると主張している。

「第4章 条件の形で用いられる「V-サセル」」では条件節述語「V-サセルト」「V-サセレバ」「V-サセタラ」「V-サセル(タ)ナラ」を分析し、この場合でも用例のほとんど

が《引き起こし》を表すことを指摘する（《引き起こし》以外の例——分類不詳の例を含む——は238例中30例）。一方、「観点Ⅱ」では顕著な偏りが見られないという。

「第5章 終止の形で用いられる「V-サセル」」では主節述語「V-サセル」を分析し、いくつかの事実を指摘する。(1)「V-サセル」が主節述語の場合（本論文の言い方では「終止の形で現れる場合」）、複文である場合が約7割を占める。(2)「V-サセル」が複文の主節述語である場合、連用の形の従属節（「V-サセテ」「V-サセ」）を伴うものがもっとも多く、その連用の形の従属節が表す事態は、何らかの意味で主節の「V-サセル」事態の実現にかかわる動作である場合がほとんどである。(3)また、連用の形の従属節を伴う主節述語「V-サセル」は、「観点Ⅰ」ではほとんどが《引き起こし》を表し、「観点Ⅱ」では《つかいだての使役》のほうが多い。(4)主節述語「V-サセル」が「観点Ⅱ」における《つかいだての使役》を表す場合と《みちびきの使役》を表す場合とでは、連用の形の従属節に現れる事態が異なる。

第Ⅲ部では、補助動詞とのくみあわせに注目した分析がなされている。その際、「V-サセル」を構成する動詞の語彙的意味にも注目し、いくつかの指摘がなされている。この部において、論文著者は、用例に現れた動詞を語彙的意味に従って5種13類に分類している。

「第6章「V-サセテヤル/アゲル」「V-サセテクレル」」では「ヤル/アゲル/クレル」（「シアゲル/クダサル」も含む）とくみあわさる場合を取り上げる。「観点Ⅰ」をめぐっては、先行研究では《許可》を表すものが多いとされているにも関わらず、本論文の調査では《引き起こし》と解釈できるものが最も多く、また、《引き起こし》なのか《許可》なのか判別の難しい例が多いことが指摘されている。また、「観点Ⅱ」では《みちびきの使役》の例に偏っていることが指摘されている。そして、これらの事実から、「V-サセテヤル/アゲル」は《みちびきの使役》を表す形式として了解するのがより適切であると主張している。動詞の語彙的種類については、著者の言う「主体変化動詞」が87パーセントを占めることを指摘、《みちびきの使役》に関する早津氏の指摘を確認している。

「第7章 「V-サセテオク」」では「オク」とくみあわさる場合を取り上げる。「観点Ⅰ」をめぐって、先行研究では、「V-サセル」が《放任》の意味を表す場合に「V-サセテオク」の形を取ることが多いと言われており、本論文の調査でも、他の形式に比べて《放任》の意味を表す例の割合が相対的に高いことが確認された。しかし、「V-サセテオク」の例で最も多いのが《引き起こし》の意味を表す例であることも合わせて指摘されている。

（《許可》を表す場合は3例のみである）また、《引き起こし》を表す場合は「活動動詞」が全体の3割を占める一方、《放任》を表す場合は「情報のやりとり」を表す動詞だけで38%をしめ、それ以外の動詞も「そうする」など、バリエーションが限られていることが報告されている。一方、「観点Ⅱ」については、「観点Ⅰ」との相関が指摘されている。

「V-サセテオク」が《引き起こし》を表す場合は《つかいだての使役》を表すものがほとんどである。一方、《放任》を表す場合は《つかいだて》《みちびき》のいずれとも判断できないものが最も多いという指摘がなされる。なお、この《つかいだて》とも《みちびき》ともつかないタイプの例には「もくろみ」の意味が認められず、補助動詞「オク」が「もくろみ性」を表すという従来の説に対する反例となることが指摘されている。

「第8章 「V-サセテシマウ」」では補助動詞「シマウ」とくみあわさる場合を取り上

げている。「観点Ⅰ」をめぐって、先行研究では、「V-サセテシマウ」は《放任》の中でも《非意図的な放任》を表すものが多いとされているが、本論文の調査でも、他の形式に比べて《非意図的な放任》を表す例の割合が相対的に高いことが確認された。しかし、「V-サセテシマウ」の例で最も多いものが《引き起こし》（ただし、《非意図的な引き起こし》とでも言うべきもの）を表す例であることも合わせて指摘されている。「観点Ⅱ」をめぐっては、「V-サセテシマウ」の表す事態が使役主体にとって非意図的、使役対象にとって無意志的な事態であることが多いため、積極的な傾向を述べることを控えている。最後に、動詞の語彙の種類について、無意志動詞が約6割を占め、他の「V-サセル」の場合とは異なる傾向を示すことを指摘している。また、「V-テシマウ」は消滅の動きの実現を表す場合が多いという高橋太郎氏の説に対して、「V-サセテシマウ」ではそのような傾向は特に見られない、という指摘も行っている。

第Ⅳ部「第9章 むすび」では、第Ⅱ部・第Ⅲ部での指摘を再確認した上で、次のような総括的指摘を行なっている。(1)「V-サセル」は（構文上の）機能やくみあわさる補助動詞の種類を問わず、《引き起こし》を表す例が最も多い。先行研究では、「V-サセテヤル/アゲル」「V-サセテクレル」は《許可》、「V-サセテオク」は《放任》、「V-サセテシマウ」は《被意図的な放任》を表す例が多い、あるいは表しやすいとされているが、これらの場合においても用例数から言えば《引き起こし》を表す例が最も多い。(2)（上記(1)から）「使役主体と使役対象がヒトである場合の「V-サセル」文の中心的・典型的な意味は《強制》（《指令》、本論文の《引き起こし》）であって、周辺的な意味として《許可》や《放任》を位置づけるべきではないだろうか。」（p.150）

【講評】

本論文は、従来ほぼ内省に基づく言及しかなかった領域について、通説を安易に受け入れることなく、2900例余の実例によって検証を試みた意欲的な論考である。その結果、ある場合は通説を実例によって確認し、またある場合には通説にいくつかの修正を迫る結論を得ている。【論文の概要】に摘記したように、(1)使役主体・使役対象がともにヒトである「V-サセル」においては、「V-サセル」の構文的位置やくみあわさる補助動詞の種類に関わらず《引き起こし》の意味を表す場合が最も多いこと、を実証したことが最も際立つ発見であるが、その他にも、(2)「V-サセテ」のみならず「V-サセ」の場合も《つかいだての使役》に偏っていること、(3)主節述語が「V-サセル」である文の約7割が複文であり、その複文の中でも連用の形の従属節が多くを占め、かつそれらは広義に主節事態の実現に関わる動作（つまり、主節事態実現の手段・原因・契機等）を表すこと、(4)従来《許可》を表すことが多いとされてきた「V-サセテヤル/アゲル」「V-サセテクレル」は、むしろ《みちびきの使役》の形式として了解すべきであること、といった興味深い指摘を行なっている。なお、このうち(2)に関して言えば、「V-サセル」と「連用中止形」との重ね合わせ自体からは、《つかいだての使役》（つまり、主節事態実現の手段などの表現）を表す場合が多いということは直ちに予想できないのであって、著者の高氏自身は明言しないものの、Goldbergの言う意味でのconstructionの存在を指摘した成果として受け止めて良さそうである。

その他、一々の指摘は割愛したが、個別の分析における主張は用例数の多寡に基づいて展開されており、本論文の主張に一定の客観性を与えている。また一方では、「V-サセル」に現れる意味と、用いる動詞をはじめ、共起する他の語句との関係についてもきめ細かい事実指摘がなされ、一例一例を丁寧に読みこんだ跡が認められる。

以上、本論文は明確な問題意識のもとに対象に取り組み、徹底した分析の結果一定の新見を得た、堅実で良質な記述的研究ということができる。

2014年7月13日に実施された最終試験でも、各審査委員から様々な評価がなされた。上記の諸点以外の好評価としては以下のようなものがある。

- (1) 構成が明確で狙いが分かりやすい。
- (2) 本論文の第Ⅱ部、第Ⅲ部はそれぞれ単独でも非常に大きなテーマである。かつ、モダリティと異なり、ヴォイスは（著者の言う）機能と意味との相互干渉が表面化しにくく検討が難しい。そうした困難な課題に取り組みつつ数々の事実を指摘している点が貴重である。
- (3) 使役文の意味分析に際して、従来用いられてきた「観点Ⅰ」の他に、早津氏が近時提唱した「観点Ⅱ」をいち早く導入して分析に採用しており、その結果一定の新見を得ている。
- (4) 従来の使役研究は作例中心で、かつ単文のみで議論するものが多かったが、そうした議論は非母語話者が使役文使用に際して抱く疑問に十分に答えられていなかった。本論文は、複文も含めた実例に基づいて分析がなされており、従来の不満を相当程度満たすものとなっている。

一方で、次のような問題点の指摘があった。

- (1) 事実指摘は豊かだが、個々の事実指摘が第9章の総括へ向けてどのように収斂していくのかが分かりにくく、明確に論じる必要がある。また、本論文の示した新見はもっと積極的にアピールすべきである。
- (2) 今回採用した分析の枠組みについて、その枠組みを採用することが使役文研究にとってどのように有効なのか、明確に述べられていない。分析の方法については、その方法を取ることに有効性（や限界）に自覚的であってほしいし、有効性についてはもっと積極的に主張してよい。
- (3) 「観点Ⅰ」と「観点Ⅱ」とは本来完全に独立で、交差分類となるはずである。しかし、その点についての理解がまだ十分ではなく、その結果、得られた新見もやや限られたものとなっている。
- (4) 本論文では意志動詞と無意志動詞を区別せずに論じている、無意志動詞による「V-サセル」は、僅かに《放任》の場合はあるものの《許可》にはなりえず、基本的には《引き起こし》にしかならないのだから、今回の分析で《引き起こし》の例が多くなったのはそのためであるとも考えられる。そのため、本論文の主張の有効性はやや限定的なものになっている。
- (5) 第Ⅲ部で採用した動詞分類は、そのように分類する狙いや分類基準などが説明されずに導入されている。そのため、分類自体に対して読み手の了解を得にくく、また、得

られた結論も限定的なものになっている。

しかしながら、これらの指摘も本論文の学術的価値を認めたいうえでの改善案として提示されたものである。

最終試験においては、論文のいくつかの不備（あるいは不備と思われる点）について審査委員から指摘し、それに対する著者高氏の考えを尋ねたが、高氏の応答は適切であり、審査委員が指摘しなかった点も含め、本論文の不足な点について自覚的であることが窺えた。また、指摘された不備のうちいくつかについては修正する方向を模索していることも確かめられた。高氏は本論文を元にさらなる成果を挙げていく力量を備えているものと認められる。

【総合評価】

学位請求論文の内容、最終試験における応答などから総合的に判断した結果、審査委員は全員一致で、本研究が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものであるという結論に達した。

以上